

# オーストラリアにおける企業者移住 (Business Migration) 予備調査報告

昭和62年 3 月

国際協力事業団  
移住事業部

移 国 内

JR

87 - 11

国際協力事業団		
受入 月日	'87.5.29	201
登録 No.	16488	23.4
		EMD

JICA LIBRARY



1042709E4J



## は　じ　め　に

オーストラリア連邦政府移民省は10年程前から移住受入枠のうち企業者移住 (Business Migration) を産業振興, 雇用創出, 新技術導入, 輸出増大等経済的効果の高いものとして積極的に奨励している。

昭和 60 年 7 月より我が国においても在京オーストラリア大使館が窓口となり企業者移住キャンペーンを開始した。

又, 昭和 61 年 4 月企業者移住推進の一環として, 東南アジア訪問中のオーストラリア連邦政府移民省ブルックバンクス次官補は在香港オーストラリア駐在事務所代表 Mr. Ramsay 及び在京オーストラリア大使館ロバーツー等書記を伴い国際協力事業団を来訪し, オーストラリア企業者移住計画の概要説明及び日本からの企業者移住者のポテンシャルにつき照会越すとともに, 同計画の推進に対し協力方要請越した。

これに対し外務省及び国際協力事業団は, この積極的なオーストラリア側の動きを踏まえ, 従来十分にまとまった情報の少ない企業者移住について, 基本的資料の収集, オーストラリア政府側の企業者移住奨励策の実態, 企業者移住申請のメカニズムにつき基礎的な情報を得るため昭和 61 年 11 月予備調査団をオーストラリアに派遣しこの程その調査結果をとりまとめた。関係者の参考資料として活用願えれば幸いである。

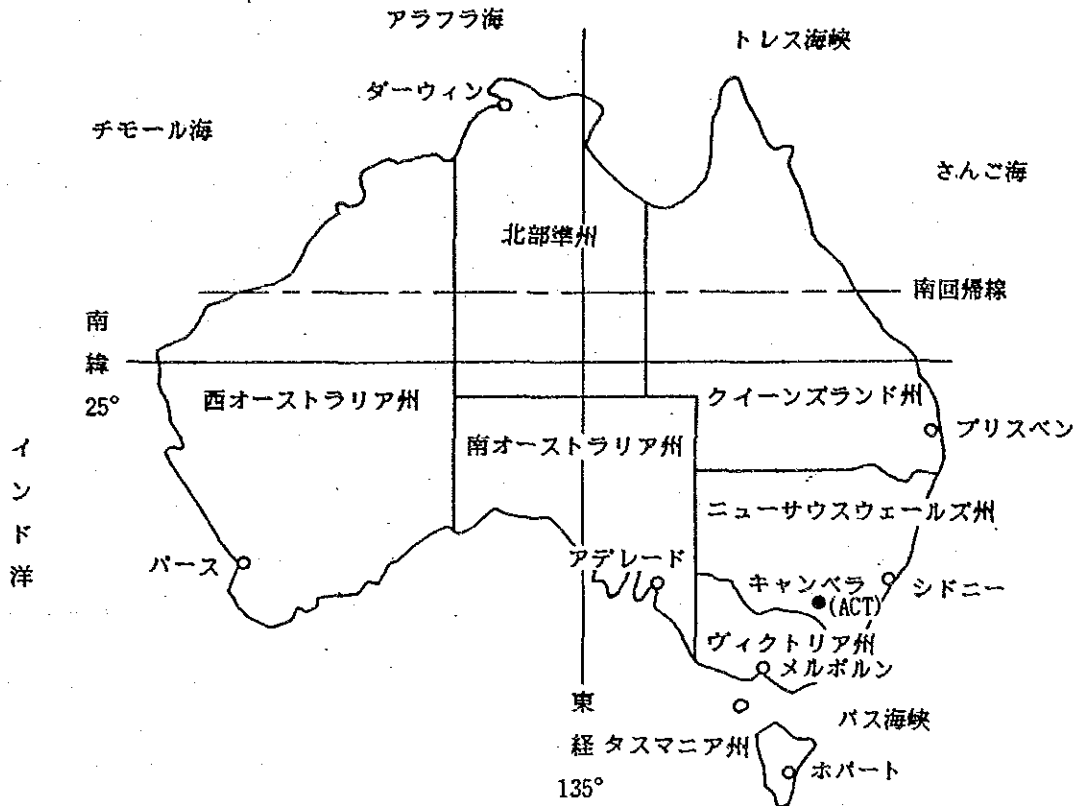
調査の実施にあたり, ご協力いただいた在京オーストラリア大使館, 在京各州政府代表, オーストラリア連邦政府移民省, クイーンズランド, ニューサウスウェールズ, ヴィクトリア, 南オーストラリア各州政府, 他関係省の方々並びに在京オーストラリア日本大使館, シドニー, メルボルン, ブリスベンにある各総領事館に対し深く感謝する。

昭和 62 年 3 月

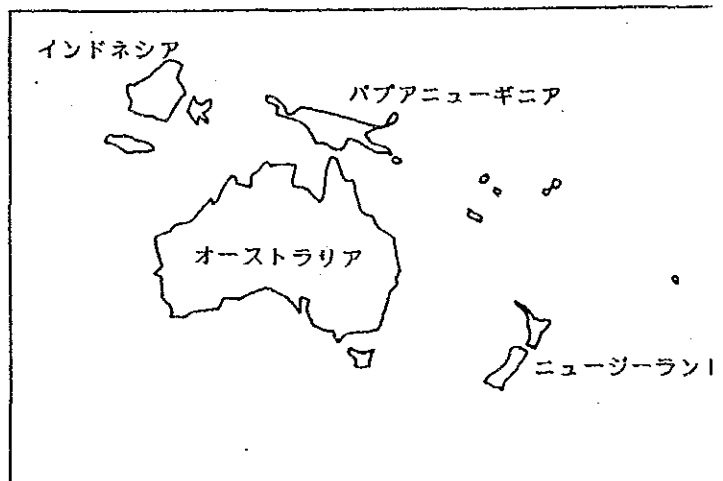
移 住 事 業 部 長



オーストラリア概略図



- : 首都
- : 州都







# 目 次

## はじめに

I 調査の概要 .....	1
1. 日 程 .....	1
2. 調査団の構成 .....	3
3. 訪問先及び面会者 .....	3
II 企業者移住計画 .....	7
1. 目 的 .....	7
2. 一般的資格要件 .....	7
3. 手続き審査のメカニズム .....	8
4. 過去の実績 .....	10
III オーストラリアのビジネス移住環境 .....	11
1. オーストラリア経済概況 .....	11
2. 産業振興政策 .....	13
3. 労使関係 .....	13
4. 税制事情 .....	15
5. 金融事情 .....	17
6. 各州における企業移住者の受入れ環境 .....	18
1) ニュージーランド州 .....	18
2) ヴィクトリア州 .....	26
3) クイーンズランド州 .....	34
4) 南オーストラリア州 .....	40
IV 調査団所感 .....	46
付録：関係団体連絡先リスト .....	48



# I 調査の概要

## 1. 日程

11月29日(土) 20:00	成田発<JL771>移動
30日(日) 07:20	シドニー着
	(シドニー泊)
12月1日(月) 09:30	シドニー発<TN429>
10:10	キャンベラ着
11:00~12:30	大使館にてブリーフィング
12:30~14:30	Harris 移民省副次官主催昼食会
15:00~17:30	各州・地域の政府(いずれも産業・経済開発省)代表との会合
	(キャンベラ泊)
2日(火) 09:30~11:00	連邦政府関係省(移民・貿易・外務及び観光の4省)との会合
15:00	キャンベラ発<TN432>
	Via シドニー<TN484>
16:15	ブリスベン着
18:00~20:00	JKC(ジャパン・クッカバラ・クラブ) 日本人移住者と懇談
	(ブリスベン泊)
3日(水) 09:15~10:00	QLD(クィーンズランド)州首相府代表との会合
10:00~11:00	QLD州産業開発省, 第一次産業省他の代表との会合
11:30~12:30	ブリスベン商工会議所との会合
14:30~15:15	QLD州産業連盟との会合
15:30~16:00	金属輸出産業連合との会合
	(ブリスベン泊)
4日(木) 09:00~11:00	人種問題省移民官との会合
11:00~14:00	「GENE SEARCH」(注: バイオテクノロジーを扱う企業)視察, ゴールド・コースト周辺地域視察
15:15	ブリスベン発<AN29>
17:30	シドニー着
	(シドニー泊)

5 日 (金)	09:00～10:30	NSW (ニューサウスウェールズ) 州産業開発省企業移住課 によるブリーフィング
	10:30～12:00	英国からの企業移住者 Mr. John Wolacott 訪問
	15:00～15:30	工業会議所との会合
	15:45～17:00	NSW 州商業会議所との会合
	19:00～21:00	JCS (シドニー日本クラブ) 移住者と懇談 〔シドニー泊〕
8 日 (月)	09:00～10:30	連邦移民省シドニー事務所との会合
	10:30～12:00	コモンウェルス銀行視察
	14:00～15:00	NSW 州産業開発地方分散省におけるレビュー
	16:00	シドニー発〈TN465〉
	17:15	メルボルン着 〔メルボルン泊〕
9 日 (火)	10:00～11:30	州産業・技術・資源省企業者移住問題関係者との会合
	15:30～16:00	州経済開発公社との会合
	16:30～17:30	州中小企業開発公社との会合
	18:00～20:00	JCV (ヴィクトリア日本クラブ) 移住者と懇談 〔メルボルン泊〕
10 日 (水)	10:00～11:00	州観光委員会との会合
	11:30～12:30	州産業・技術・資源省との会合
	16:00	メルボルン発〈TN32〉
	16:40	アデレード着 〔アデレード泊〕
11 日 (木)	09:00～11:00	アデレード周辺視察
	11:00～12:30	南オーストラリア州商業会議所との会合
	15:30～17:00	州開発省との会合
12 日 (金)	10:00	アデレード発〈AN203〉 Via メルボルン〈AN382〉
	13:45	キャンベラ着
	17:00	調査報告 (於日本大使館) 〔キャンベラ泊〕
13 日 (土)	06:55	キャンベラ発〈AN2062〉
	10:35	Via シドニー〈JL772〉 発
	18:00	成田着

## 2. 調査団の構成

明石 美代子

外務省大臣官房領事移住部移住課

浅津 関雄

国際協力事業団移住事業部国内事業課

又末次輝雄在オーストラリア事務所長が全行程同行した。

## 3. 訪問先及び面会者

キャンベラ

### 1) 在オーストラリア日本国大使館

中島敏次郎大使

高野幸二郎公使

米村 紀幸参事官

滝沢 進参事官

高橋 良忠参事官

内村 広志一等書記官

門司健次郎一等書記官

金杉 憲治三等書記官

### 2) 移民省

Harris 移民省副次官

Eric Brookbanks 次官補

### 3) 観光省

Dr. Bryan Ward, Director

Mr. Tony Petrovic, Assistant Director

### 4) 貿易省

Mr. Richard D. Ryan, Director

### 5) 産業・経済開発省

Mr. Peter R. Field, Executive Director

### 6) その他北部準州, ダーウィン代表 3名

西オーストラリア州, パース代表 1名

タスマニア州, ホバート代表 1名



5) COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA  
Mr. Graham J. Harlum, Senior Manager - International  
他 2 名

6) STATE BANK N.S.W  
Mr. Danny F. Castro, Senior Manager, Institutional Banking  
他 1 名

メルボルン ( ヴィクトリア州 )

1) 在メルボルン総領事館  
早川照男総領事  
宮田 忠領事

2) 移 民 省  
Mr. Kevin Kinna, Assistant Director Migration

3) 産 業 ・ 技 術 ・ 資 源 省  
Mr. Ken Boundy, Director, Industrial Development  
Mr. Bruce Hartnett, Group Project Manager  
Mr. Neil Pinney, Project Manager  
Mr. Gerry McCormick, Manager - Business Migration  
Mrs. Clare Lo, Assistant Manager

4) 州観光委員会  
Mr. Bert Crathan, Manager, Tourism Development  
他 2 名

5) 州中小企業開発公社  
Mr. Albert Nelson, General Manager

6) 州経済開発公社  
Mr. Barrie Beattie, General Manager

7) COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA  
Mr. Grame B. Ridgway, Senior Manager  
他 2 名

アデレード ( 南オーストラリア州 )

1) 州 開 発 省  
Mr. Ian Lovell, Director Development & Investment  
Mr. R.K. Brown, Business Migration Program

Mr. Tony Robinson, Business Migration Officer  
Mr. Warren Headly, Development and Investment Branch

2) COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA

Mr. Peter A. Michell

3) STANDARD CHARTERED BANK AUSTRALIA LIMITED

Mr. Victor Moo

4) AUSTRALIA AND NEW ZEALAND BANKING GROUP LIMITED

Mr. Keith Cousins

5) WESTPAC BANKING CORPORATION

Mr. Tim Flentije, Business Development Officer

6) STATE BANK

Mr. Graham F. Mander, Manager, Development Business Migration

7) 豪日協会会長

Mr. Bruce A. Thomas

その他：日本人移住者面会者

シドニー； 保坂佳秀氏他4名及び岡崎一浩元公認会計士

ブリスベン； 佐野 彰氏他6名

メルボルン； 和田守生氏他6名

アデレード； 雨宮 氏



## II 企業者移住計画 (Business Migration Program)

### 1. 目的

オーストラリア政府の移住者受入れ政策は人口の増加、経済の活性化を計ることであり、特に1970年代以降はいわゆる白豪主義を全廃し、世界各国からオーストラリアの将来をになうべき有能な移住者の受入れを積極的に推し進めている。

政府はこの程移住受入れ3ヶ年見通しに基づき、1986年度9万5千人、1987年度11万人、1988年度12万5千人の受入れを発表、1989年度以降も経済環境等国内情勢の許す限り移住受入れ枠を順次増加してゆく予定である。

移住受入れカテゴリーの1つである企業者移住とは、企業者あるいは投資事業家がオーストラリアを永住の地と定め、その経営能力、管理技術、企業開発能力を生かし、オーストラリアにおいて一人で、もしくはオーストラリア在住の共同事業経営者と事業を行うためにオーストラリアに移住することである。企業者移住には企業を設立する投資家の移住（第1カテゴリー）と、特定の専門分野で成功している自営業者の移住（第2カテゴリー）の二種類がある。オーストラリア政府は、既に1976年から、産業振興、貿易の促進、雇用の創出等経済の活性化に資するものとして、この企業者移住計画を導入し、積極的に移住の受入れ強化を計ってきたが、ここ1～2年企業者移住の促進奨励が特に熱心に進められている。

オーストラリア政府は、この企業者移住の促進によって、移住者出身国との経済関係の多様化を計るとともに、オーストラリアに形成される各民族系の企業社会を通して、各国との法制度、経済慣行等を知り、もって移住者出身国とオーストラリア間の相互理解を深めたいと期待している。

### 2. 一般的資格要件

- 1) オーストラリアに永住する強い意志を有すること。

オーストラリア政府は移住者（永住権者）が国籍を取得することを奨励している。なお永住権者は公民権を除き、オーストラリア人と全く同等の権利を有している。

- 2) 企業移住に要する十分な資金を有し、自国で3年ないし5年の企業経営経験を有していることが望しく、かつ企業に成功した人で、事業遂行上の知識と経験を証明できること。

事業経営に要する資金としては、(イ)第1カテゴリー（投資）事業の場合は、家族の生活費を含め最低50万オーストラリアドルを有することが必要。(ロ)第2カテゴリー（自営業）の場合は、個人の事業経営としての力量、技術が問われ、事業開始後最低1年間運営できるに十分な資金と家族の生活費を含め、通常15万オーストラリアドル以上必要である。(ハ)オーストラリア政府は、自国の経済、発展に寄与しうる移住者を真に望んでおり、出身国で

事業経営に失敗した前歴のある者は受入れない。

3) 個人企業ベースであること。

・通常企業者移住申請者及びその扶養家族のみがこの企業者移住の対象であるが、申請者の子供で成人している場合でも、その子供が事業経営に重要な役割を担う場合は、企業者移住としてその資格を認めることもある。

4) その企業がオーストラリア経済にとって有益かつ雇用の増大等に貢献すること。

業種は特に限定しておらず、オーストラリア経済の発展に資すると判断されれば業種にこだわることなく、柔軟かつ積極的に検討される。なお一般的に歓迎されると思われる業種は、製造業、輸出関連業、観光業等である。

5) 家族ともども健康と人格に関するオーストラリアの移民入国基準に合格すること。

なおオーストラリア政府は資格要件ではないが、移住申請者には一度オーストラリアを訪問し、自分自身で現地を調査、確認した上で、事業経営計画を具体化するよう強く要望している。

### 3. 手続きと審査のメカニズム

1) 企業移住申請者はまず①第1カテゴリー（投資）または、②第2カテゴリー（自営業）のいずれで申請するかを決定し、提出書類（正式にはStatement of Intent「事業計画書」）を移住申請書と一緒にオーストラリア大使館又は総領事館に提出し審査を受ける。（移住申請書は国際協力事業団国内支部で入手できる）

移住申請に先だち、その事業がオーストラリアのどの州に一番適合するかを在京オーストラリア大使館又は総領事館の移民担当官よりアドバイスを受ける。移民担当官は事業計画を聴取し、適切と思料される在京州政府代表事務所を紹介する。代表事務所と相談し疑問点又は問題点を明確にし、事業計画を練り直してみる。

2) オーストラリアの企業環境を把握するために、当該州を少なくとも一度1～3週間程度訪問（観光ビザで）し、自己の事業計画をその環境において検討してみる。

なお出発前のビザ取得の際に、オーストラリア訪問目的が企業者移住のための事前調査である旨を、在京オーストラリア大使館に申告し、移民担当官又は州政府代表事務所代表者の紹介状を交付してもらおう。

3) オーストラリア到着後、早めに地元州政府の企業者移住担当官とコンタクトをとり、当地の産業奨励政策等詳細な情報を入手する。また、担当官より企業調査に必要な各種の専門家や関係機関の紹介、その他必要な情報を得る。通訳が必要な場合はその旨要望する（州により通訳を準備する）。

また、シドニーにある国際協力事業団オーストラリア事務所に相談にのってもらおうこと

もできるので、一度訪問しアドバイスを受けるのも良い。

- 4) 以上の関係者から得た情報を基に実地調査する。
- 5) 実地調査の結果、事業スタートの可能性に自信が持てたならば、当該州にある移民省地域総局の移民官へ、調査で裏づけられた事業計画書を提示し、オーストラリア滞在中に申請の手続を開始できる。

しかし原則としては一度帰国して、調査の内容等を再吟味し、移住の決心を確認した上で、在京オーストラリア大使館または、在大阪オーストラリア総領事館の移民担当官に申請し、審査を受ける。

- 6) 審査は提出された事業計画書に基づいて、申請業種と当該地の産業振興政策との整合性、企業のバックグラウンド、当人の自営（経営）経験の程度、持込資金の額等について移民担当官の面接、質疑応答（インタビュー）により進められる。その結果、担当官が右申請がオーストラリア企業者移住計画の目的にかなっていると判断すれば、次に家族共々定められた通常の移住手続きに入ることになる。

通常の手続きとは、健康診断およびX線検査、人格調査、無犯罪の証明等の審査であり、これに合格してはじめて移住申請は認可されることになる。

しかし査証発給前に資金を移すことが要求され、資金移動の完了が確認されると査証が発給されることになる。

申請者のオーストラリア移住への情熱と誠意の有無も審査の対象の一つであろうが、とりわけ企業経営の経験、技術、資金調達の裏づけ等かなり厳しく行われるので、事業計画書に詳細に必要な事項を記述することが必要である。

審査対象項目は概ね下記のとおり。

#### (1) 企業経歴

家族構成、学歴、職歴、資格、証明書類の有無、事業経験（事業の役割、業績）

#### (2) オーストラリア経済、企業環境についての見識の程度

オーストラリアを事前に訪問し、実地調査をしたか否か、訪問した場合は、状況判断から、オーストラリア経済の中で企業経営を実現できる見通しがついたことを証明する必要がある。

イ) 銀行、投資関係機関、州関係開発機関を訪問調査したか否か、訪問した場合その調査内容を説明する。

ロ) オーストラリアに企業、または親族等の縁故関係があるか否か（有る方が有利）。

#### (3) 事業計画書の内容

##### イ) 第1カテゴリー（投資）の場合

予定の投資行為がオーストラリアで合法的であること、及びオーストラリアの産業

開発再活性化に寄与するものであること、並びに自国から十分な資金を合法的に移せるのか否か。

ロ) 第2カテゴリー(自営業)の場合

新技術、改良された技術、技巧、プラントや設備等をオーストラリアへ導入する場合のこれらの開発方法と販売方法。

企業能力を条件とする場合は、その能力がオーストラリア経済にどのように適用されるか、またオーストラリア側との合併を予定している場合、契約、署名した法的効力のある書類の有無と合併企業が共同経営者にもたらすメリットは何か。

(4) オーストラリア関係機関の協力の有無

事業に関する調査研究の過程で、オーストラリアの関係機関(特に州政府省庁)を訪問し、必要な助言を得たか、例えば各産業の現状、技術、投資状況、州の経済戦略、連邦政府の産業開発との関連、合併事業の可能性等幅広い分野にわたっての助言、協力、その他を関係機関から受けたか否か、また、これら機関の評価は何か。

(5) オーストラリアに居住する意図の確認

移住する家族状況、準備状況、移住想定時期。

#### 4. 過去の実績

近年オーストラリア政府は企業者移住促進強化のため、特にヨーロッパ、東南アジア諸国及びその近隣国において、マスメディアを利用するなど広範に亘る宣伝活動、セミナー、説明会等を実施し、これらを通じ移住者計画に対し相当高い関心が潜在的に存在しているとの認識を強めている。

1983/84年度及び1984/85年度の出身国別企業者移住実績(入国統計ベース)は次頁の表のとおりである。また1985/86年度については、ビザ発給件数ベースで456家族、1850人である。

1986年9月期の企業移住者(含家族)はビザ発給件数ベース201件で1985年の同時期(70件)に比べ187%の伸びを示している。

企業者移住申請は500件、2,119人で113%増であり、これらのほとんどは香港、西ドイツ、イギリス、マレーシア、シンガポール、インドネシア、南アフリカからの申請である。一方日本人企業移住者は1982年にこの企業者移住計画が導入されて以来、1984年迄僅か8人(含家族)のビザ発給に止っている。

因みに1985年度の日本人による企業者移住要請件数は10件であった。

また過去の実績を投下資本額(見込)で見ると、平均して毎年1件につき56万豪ドル、年総額約2,800万豪ドルがオーストラリアに投下されている見込みとなる。

企業者移住（見込投下資本）

	81/82	82/83	83/84	84/85	85/86	累 計
件 数	22	39	81	52	55	249
資 本 (百万豪ドル)	24.80	18.85	42.376	23,796	29.12	138.942

(オーストラリア連邦移民省統計)

企業者移住受入実績（家族を含む）

(人)

国 名	年 度		国 名	年 度	
	83/84	84/85		83/84	84/85
イギリス	198	82	南アフリカ	63	38
アイルランド	15	1	ナイジェリア	3	
オーストラリア	12		シンシリー	2	
ベルギー	6	9	ザンビア		6
デンマーク	7		ジンバブエ	4	4
フィンランド		4	スーダン		1
フランス	16	11	スワジランド		2
ドイツ	230	114	バングラデシュ	5	
オランダ	10	17	中 国		7
スウェーデン	15	14	ホンコン	264	433
スイス	19	7	インド	1	12
ギリシヤ	5	6	インドネシア	118	165
イタリー	23	2	日 本	8	
スペイン	9		韓 国		1
マルタ		3	マレーシア	170	323
エジプト	4	7	フィリピン	16	4
イラン	6	4	シンガポール	93	126
ジョルダン	6		スリランカ		7
キューバ	5		台 湾	17	39
サウジ・アラビア	1		タイ	1	9
レバノン		9	ブルネイ	6	32
パーレン	3	5	ネパール		2
カタール	3		ナウル	6	
アラブ首長国連邦	11		フィジー		6
カナダ	23	15	ニュー・カレドニア	3	4
アメリカ	52	30	バブア・ニューギニア	3	
メキシコ	4				
バルバドス	1				
コスタリカ	5				
			合 計	1,472	1,561

### Ⅲ オーストラリアの企業者移住環境

#### 1. オーストラリア経済概況

(1) オーストラリア経済は長期間にわたり鉱業、農業を中心として発展し、国際市場での競争力を保ってきた一方、第二次、第三次産業は業種によって発展が跛行し、例えば自動車、繊維、衣料、履物産業などは国際市場への対応も遅れがちである。このような状況の中で、1983年成立したホーク現政権は、安定した産業発展、特に第二次、第三次産業の活性化、国際競争力強化のため積極的な産業振興政策を取っている。このようなホーク政権の産業開発政策は経済の比較的高い成長を招き、1984/85にはGDP成長率年平均4.4%を示したが、1985/86年には主要輸出の第一次産品の国際価格の下落により貿易収支、経常収支ともに赤字が大幅に増加している（1985/86経常収支137億豪ドルの赤字）。

この経常収支の赤字を補てんするため海外資本市場からの借入れが増え、対外累積債務は1,013億6,600万豪ドル（GDPの42.9%）に及び、これがまた豪ドル安を招いている。

(2) しかしこのような状況の中で、豪州政府の見通しは比較的楽観的で、生産、雇用面でも成長は続いており、豪ドル安が貿易面での競争力の向上をもたらしているとしている。

産業開発政策は依然として経済政策の柱であり、各州政府と協力して産業拡大のための支援措置がとられている。

また、オーストラリアの産業をより効率的に国際経済と一体化する戦略の一環として外資導入策も積極的に推進している。

○国内総生産（オーストラリア統計局資料）

年 度	GDP（億豪ドル）	実質成長率(79/80換算)
82/83	1,668	△ 1.1%
83/84	1,891	5.4%
84/85	2,095	4.4%
85/86	2,204	3.7%

○消費者物価上昇率（対前年度比）

82/83	11.5%
83/84	6.8%
84/85	4.3%
85/86	8.4%

○失業率（年度平均）

82/83	8.9%
83/84	9.5%
84/85	8.5%
85/86	7.9%

## 2. 産業振興政策

産業振興政策はオーストラリアの既存産業の再活性化，再編成と新しい技術，生産形態導入をとおして，国際競争力を強化することをめざし連邦，州の両レベルで実施されている。州レベルでの産業振興策は下記の6で説明しているのので，ここでは連邦レベルの諸措置を説明する。

〈連邦政府の産業振興計画〉

- (1) 認可された調査研究支出に対して6年間にわたり合計6億豪ドルまで150%の税控除を認める措置。
- (2) 税控除の恩典を受けられない中小企業または新事業に対する産業研究開発助成金制度。
- (3) 新たな管理方法及びデザインや技術革新の開発を援助する全国産業発展サービス。
- (4) オーストラリア産業開発公社による基金の増額。
- (5) 経営投資会社（ベンチャー・キャピタルの市場開発奨励優遇措置を受ける資格を持った会社）を通じて，小規模ながら成長性の高い企業にベンチャー・キャピタルを投下する援助措置。

〈輸出志向型産業奨励策〉

連邦政府及び全州の政府によって，オーストラリア貿易コミッションを設立，支援体制を強化。

- (1) マーケッド・アドバイス。
- (2) 販売促進策の実施。
- (3) 輸出市場開発助成金制度（マーケット・リサーチ，展示会，広告の経費の助成）。
- (4) ハイテク企業の輸出市場開拓援助。
- (5) 資本財及び関連サービスの輸出に対する金融上の優遇措置。
- (6) 借り手側の資金コストを低くするために援助金を一連の金融措置にくり込む混合型の信用供与。
- (7) 商業及び政治上のリスクをカバーするための不良債権に対する信用保険。
- (8) 海外市場に投資するオーストラリア企業のための海外投資保険。

この他，連邦政府は構造的問題をかかえて，他部門への波及が大きい製鋼，農業機械などの部門に対する助成の他，過去において保護の対象となっており，現在競争力の点で困難な時期を迎えている自動車，鉄鋼，重機械工業に対しては，その再構築をはかる特別計画を実施している。

## 3. 労使関係

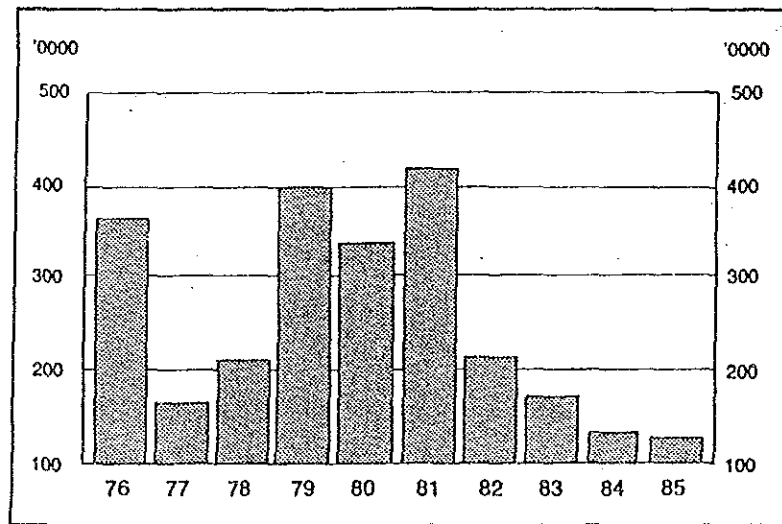
オーストラリアの労使関係は従来労使紛争の多さ，争議による喪失労働日数の多さで有名であるが，1983年ホーク労働党内閣の成立以来，統計で見るとかぎりたしかに労使関係は改

善を示している。しかし日本との比較では労働争議の数は相当多い。

オーストラリアの労働争議の特徴としては、小規模争議が比較的短期間に多発することが挙げられるが、これは強制仲裁制度への労使双方の過度の依存と、労働組合が職能別に細かく分かれて組織されていること等の事情によるといわれている。

オーストラリア政府は、1983年労働党によって導入された政府と労組の最高機関であるオーストラリア労働組合評議会との間に物価・所得協定を結び、政労間にこれまでみられなかった協議と協力による相互理解が生れ、労働争議が減少し、賃上げの緩和をもたらし、企業利益の回復に寄与しているとして、大きな期待を抱いていたが、近年の豪ドル下落にともなう輸入インフレ分の賃金への反映をめぐり、右合意みなおしを余儀なくされ、1987年3月賃金決定方式が従来の物価スライド型の賃金決定方式から二層式賃金決定方式に変更された。

労使紛争：オーストラリアにおける喪失労働日数

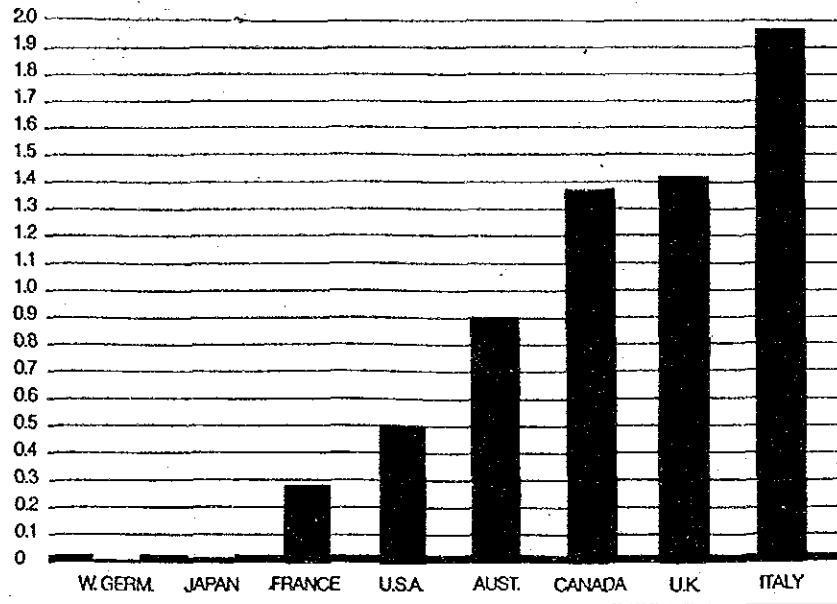




## 喪失労働日数の国際比較

喪失労働日数 / 1,000 入雇用者

1979～83 年年平均



### 4. 税制事情

オーストラリアにおいては連邦政府、州又は地方政府及び市町村当局によって、それぞれ独自の税を課している。

#### (1) 連邦政府

所得税、関税、消費税、売上税、贈与税、遺産税、特別産業税、銀行取引税

#### (2) 州政府又は地方政府

賃金税 ( Payroll Tax 5% ) , 土地税、印紙税、贈与税、遺産税

#### (3) 市町村

固定資産税

1985年に導入された税制改革により、資源の効率的な分配が促進され、オーストラリア経済への生産的な投資が奨励され、また、完全帰属方式が1987年7月1日に導入されることになっている。これにより、まず企業段階で、ついでオーストラリア国内居住の株主への配当に対してと、二度にわたって企業所得に課税されることが回避される。非居住者に支払われた配当に現在課税されている配当源泉課税や支店収益税も1987年7月1日から廃止される。

このほかの改正点としては課税基盤を拡大し、実質資本利得や非貨幣利得も含めたことである。こういった改正により投機的投資や非生産的投資への資金の流れを逆転させることができる。

またもうひとつの重要な施策は、すべての水準にわたっての限界個人所得税率の引き下げである。最高個人課税率は1987年中期に60%から49%に引き下げられる。

法人所得税の重要な改正を含む幅広い施策の一端として、基本法人所得税率が1987年半頃に46%から49%に引き上げられる。税制を通じて実施される産業政策の中で製造業にとって特に重要なものは次のとおり。

- ・加速減価償却引当金。
- ・同一資本の企業間の損失移転。
- ・研究・開発(R & D)支出の150%課税控除。
- ・一定のベンチャー・キャピタル投資に対する税制上の優遇措置。

3年または5年の減価償却を認める工場・設備の加速減価償却は、資本投資のための重要な刺激策である。所得を生む非居住の建物は、建築の開始が1984年8月22日以降であれば、年間5%の割合いで減価償却することができる。これからの規定は、建築開始が1985年7月17日以降の、所得を生む居住用の建物にも拡大される。

利益を上げられなかった企業は、資本が100%同一であるならば、利益を上げた同系の他の企業に赤字を移転させることができる。

経営・投資会社(MIC)と呼ばれる公認の投資会社によって、オーストラリアのベンチャー・キャピタル市場の発展を奨励するために税制上の刺激策が導入された。

オーストラリアで行われる研究・開発(R & D)のための企業支出に対して、課税上の寛大な優遇措置が導入されたが、これはオーストラリア産業の研究・開発を促進するための一連の積極的な援助策の一端である。賃金、給与、間接費、原料といった研究・開発経常支出は、その支出年度には150%の控除が受けられる。研究・開発専用の工場・設備に対する支出は3年間で150%の割合で控除が受けられ、研究・開発専用の建物についての支出は3年間にわたって引き続き100%の控除が受けられる。

オーストラリアと日本の間では二重課税防止協定が結ばれており、この協定により、両国はそれぞれ特定の取引に対して課税できる権利を持ち、所得の二重課税を避けている。また豪日租税協定により、発生国における利子および特許料に対する税率は10%、配当に対する税率は15%に制限されている。オーストラリアの15%の配当源泉課税は1987年7月1日に廃止される。

企業利益はその企業が事業を営む国によって課税され、収益の送金を受ける国は、相手国が課すいかなる税金に対してもクレジット(税額控除)を認めなければならない。この二重課税防止協定によって、日本は配当源泉課税や収益に対する法人税のクレジットを認めている。これは日本企業が最低10%の株式を所有しているオーストラリア企業からの日本企業に対するあらゆる配当金に対して適用される。

## 5. 金融事情

オーストラリアでは大蔵省及びオーストラリア準備銀行 ( Reserve Bank of Australia , 中央銀行として機能 ) の監督の下に商業銀行、貯蓄銀行、開発銀行があり、これ以外の金融機関としてマーチャントバンク、ファイナンスカンパニー、生命保険会社、年金基金、損害保険会社、投資会社、不動産信託等があり、これらが金融市場を構成している。

1983年と1984年オーストラリア政府は、金融制度の規制撤廃と国際化を実施した。主な改正点は次のとおり。

- (1) 豪ドルの変動相場性採用と外国為替管理の撤廃。
- (2) 銀行預金の満期規制と投資額制限の撤廃。
- (3) 一部をのぞき融資の金利上限の撤廃。
- (4) 外国銀行16行の導入。(注)
- (5) 外国為替取扱権を一部の非銀行金融機関にも認可。

この結果、オーストラリアの資本市場の発展が大きく期待されている。

由 認可を受けた16の銀行のうち3行は全額もしくは一部を日本側が所有する銀行である。

### ・ The Bank of Tokyo, Australia LTD.

この銀行はシドニー、メルボルンに支店を開設し、貿易金融、外国為替業務を中心に営業する計画である。同行はすでにさまざまなオーストラリアの資源開発計画のための資金調達や政府借り入れで主導的な役割りを果たしている。

### ・ Mitsubishi Bank of Australia LTD.

この銀行は25%がオーストラリア側所有になるもので、これはシティ・ミューチュアル・ライフ社 ( 15% )、ハワード・スミス・リミテッド社 ( 10% ) を含む合弁会社を通じて出資されたもの。同行はシドニー、メルボルンの支店を通じ、主として企業、とくにオーストラリアで事業を行っている日本企業や日本その他の顧客のオーストラリア側共同経営者を対象に、オーストラリアと環太平洋近隣諸国の間の貿易を強化することを計画。同行はまた小売銀行業務も行う計画。

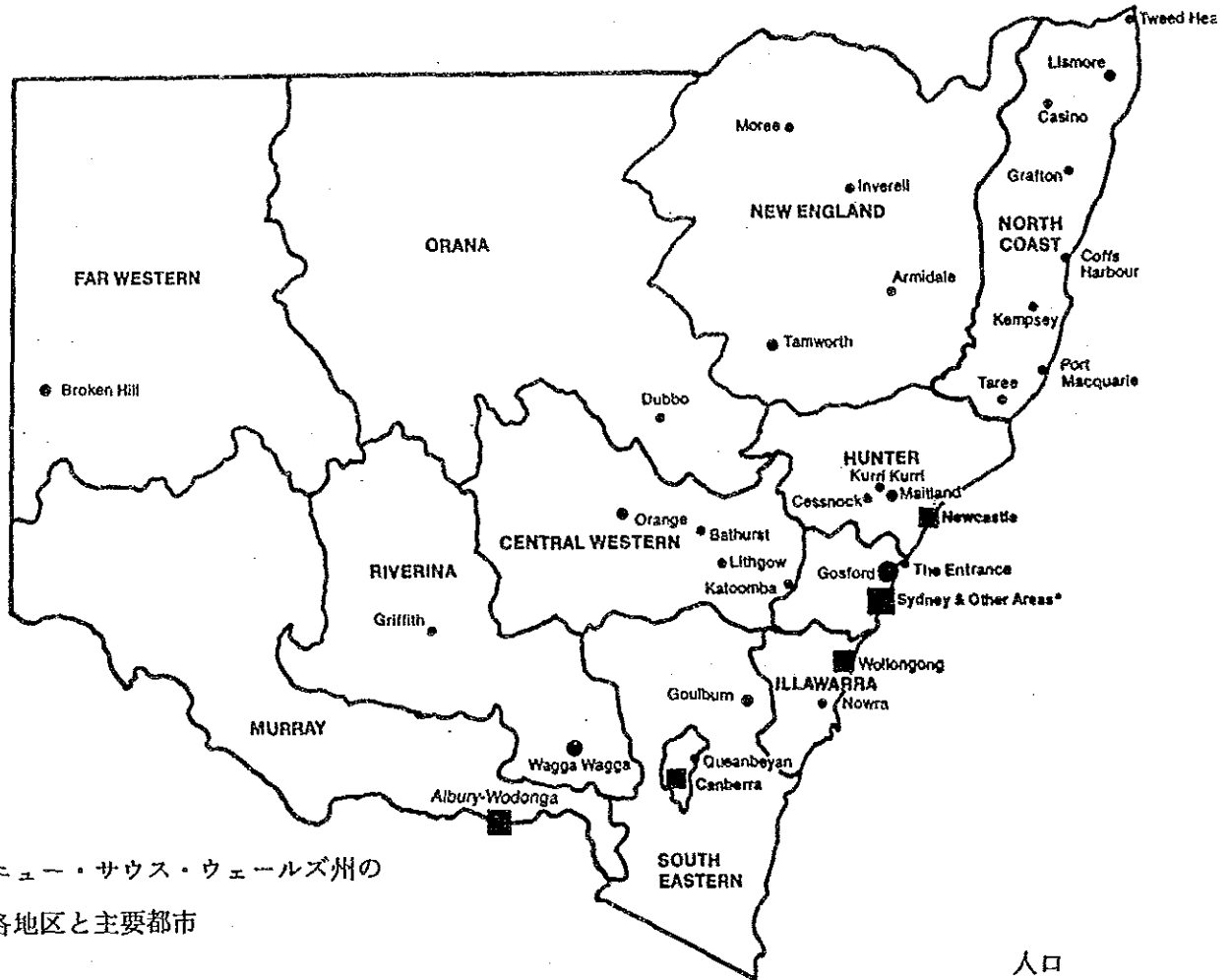
### ・ Industrial Bank of Japan, Australia LTD.

オーストラリア側からの出資には西オーストラリア州開発公社 ( 30% )、タウン・アンド・カントリー・ビルディング・ソサイエティ ( 10% )、西オーストラリア州政府保険局 ( 10% ) が含まれている。同行はパース、シドニー、メルボルンに支店があり、資源開発分野を中心に営業することになっている。同行では小口金融先も求めている。

6. 各州における企業移住者受入れ環境

(1) ニュー・サウス・ウェールズ ( N.S.W. ) 州

① 一般概況



ニュー・サウス・ウェールズ州の  
各地区と主要都市

- 人口
- 1万人～2万人
  - 2万人～3万人
  - 3万人～4万人
  - 4万人～5万人
  - 5万人以上

事 項 \ 州 名	ニュー・サウス・ウェールズ
州 都	シドニー
人 口	536 万人 (総人口の 34%)
面 積	80 万 km <sup>2</sup> (全豪の 10.43%)
気 候	温帯性気候 シドニーの夏と冬の温度差は 11℃ 以下 平均年間雨量 1,215 ミリ
政 治 州 議 会 与 党 州 首 相	二院制 労働党 (1976 年 5 月以降 1986 年 2 月現在) N. K. ラン
主 要 産 業	黒炭, 銀, 鉛 小麦, 羊毛の生産地 鉄鋼業, サービス産業の中心地 米の 97%, 綿花の 75% を生産 オーストラリア最大の石炭産出 鋼鉄 ニューキャッスル (シドニー北東 160 km) ウーロンゴン (シドニー南方 80 km)
略 史	1770 年 英国人 Captain クックがシドニーボタニー湾初上陸。 1788 年 シドニー湾付近に囚人植民地を開設。 1813 年 ブルーマウンティンを越え高原地域を開拓。 1825 年 商業都市として栄え始める。 1876 年 グレート・ウエスタン鉄道開始。 1870 年代 ハンター・バレー, イラクラで石炭発掘開始。 1885 年 銀, 鉛, 錫鉱脈の発見。 1900 年初め 鉄鋼生産開始。 1932 年 シドニー・ハーバー・ブリッジ完成。 1973 年 オペラハウス完成。
姉妹都市, 町 (1986 年 9 月現在)	1. 奈良県大和高田市 リズモア (Lismore) 2. 熊本県鹿本町 クーマ (Cooma) 3. 山梨県甲府市 オレンジ (Orange) 4. 名古屋市 シドニー (Sydney) 5. 山口県宇部市 ニュー・キャッスル (New Castle) 6. 東京都台東区 マンリー (Manly) 7. 埼玉県越谷市 キャンベルタウン (Campbelltown) 8. 静岡県藤枝市 ペンリス (Penrith)

## ② 産 業

N.S.W.州は英国人によるオーストラリア植民の発祥の地であり、歴史的に常に製造業、鉱業、農牧業をリードし、豊かな資源にめぐまれた高度に発展した経済を有する州である。

N.S.W.州はオーストラリア最大の鉄鋼生産地（全オーストラリア鉄鋼生産の80%）であることをはじめ、製造業事業所数はオーストラリア第一の実績を有し、金属製品、石油化学から各種食料加工品、衣服、繊維まであらゆる分野の製造業が発展している。

石炭埋蔵量は5,000億トンといわれ、オーストラリア最大の輸出量を誇っており、この豊富な石炭は工業用、発電用燃料としてオーストラリアの工業発展に大きく寄与している。また石炭の他にチタン、銅、銀、鉛、亜鉛、錫などの地下資源にもめぐまれている。

農牧畜産業については養鶏業はオーストラリア第一、牛肉生産はクィンズランド州に次ぎ第二位、また米の生産は全オーストラリアの97%、綿花は75%を占めている。

オーストラリアの資源に占めるニュー・サウス・ウェールズ州のシェア

面 積	10.4
人口（1982年6月30日現在）	35.0
農 業 生 産	
・生産額 1977/78～1981/1982	28.8
・小麦生産量 1976/77～1980/1981	36.9
・羊毛生産量 1976/77～1980/1981	33.1
・米生産量 1976/77～1980/1981	96.9
・綿生産量 1976/77～1980/1981	75.3
鉱業付加価値生産額 1976/77～1980/81	22.4
・石炭付加価値額 1976/77～1980/81	50.1
製造業生産額	
・付加価値額 1971/77～1980/81	38.2
・粗鋼生産高 1986/82	87.4
小売り販売高（自動車を除く）	37.8
商業銀行預金残高 1982年12月現在	43.1

資料提供：オーストラリア統計局

ニューサウス・ウェールズ州の製造業 - 主要部門別内訳 (1981~82)

区 分	事業所数	従業員数	付加価値	売上高
1) 食品, 飲料, タバコ	9.6 %	12.8 %	13.8 %	17.3 %
2) 基礎金属製品	2.1	12.4	12.9	16.1
3) その他の機械設備	15.5	16.6	14.7	13.4
4) 石油化学製品, 石炭製品	4.1	6.7	11.3	11.2
5) 金属加工製品	16.2	10.1	9.1	8.6
6) 紙, 紙製品, 印刷, 出版	11.6	9.0	9.8	8.0
7) 輸送機器	4.4	8.0	7.1	5.3
8) 製材, 木工品, 家具	13.4	6.6	5.3	4.9
9) 各種製造業	8.2	5.9	5.1	4.8
10) 非金属鉱物製品	5.6	3.9	4.9	4.7
11) 衣料, 履物	7.2	5.6	3.6	3.3
12) 繊維	2.1	2.4	2.4	2.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0

ニューサウス・ウェールズ州に関する最新のデータは、オーストラリア統計局 (ABS) が毎年発行する "Official Year Book" と "Pocket Year Book" に記載されている。

③ 産業開発奨励政策

N.S.W.州はオーストラリアを代表する工業州として、均衡のとれた産業の発展を促進するため、州内の地方と都市部における産業開発に力を入れている。特に大量の雇用を創出する大規模投資や、既存の地場産業の再活性化、再開発に力を入れ各種の支援措置をとっている。

〈一般奨励措置〉

(産業開発地方分散省 Department of Industrial Development and Decentralization)

- ・州経済に関する各種情報提供 (開発援助, 経済見通し, 中小企業案内, 雇用状況等)
- ・工場, 事務所用地の選定
- ・フィジビリティ・スタディー用資料提供
- ・関連業者, 団体の紹介, 斡旋
- ・カウセリング費用補助 etc.

〈中小企業開発援助〉

(中小企業庁 Small Business Agency)

- ・無料事業相談
- ・中小企業関係専門資料作成及び提供
- ・各種金融協力

借入れ保証(10年以内最高10万豪ドルまで), 助成, 貸付, 利子補助 etc.

- ・職業訓練, 教育の実施

〈地方分散企業に対する援助〉

(産業開発地方分散省)

- ・工業用地と建物に対する期限付貸付(60%州貸付, 30%地元自治体貸付)
- ・工場設備及び機械類に対する貸付
- ・建物建設資金及び工場設備購入資金の借入れ保証(最高25万豪ドル)
- ・職員用住宅供給及び貸付(35,000ドル~45,000ドル)
- ・職業訓練補助金
- ・事前調査補助
- ・再配置, 移転経費に関する援助
- ・賃金税(pay roll tax)の払い戻し(最高100%)
- ・州政府契約入札上の優先措置

〈特定地区産業開発に対する援助〉

(産業開発地方分散省地方部局)

特定地区(シドニー西部地区, マッカーサー地区, ハンター開発地区, バザースト・オレンヂ開発地区, オブリー・ワドンガ開発地区, グレート・ワロンゴン地区)への企業進出奨励策が積極的に進められている。

- ・事業拡張, 設立または継続に必要な情報提供
- ・用地選定, 提供, 貸付
- ・各種金融協力

④ 企業者移住の受入れ体制

(i) 期待される業種

既述のとおり, 企業者が移住する場合に基本的には特に指定する業種はなく, N.S.W.州の産業開発政策上, あるいは連邦政府の経済政策上好ましいと思われるものであれば, 受入れ対象となる。

しかし, 期待の大きい業種として参考までにあげれば, 輸出開発型産業, バイオテクノロジー関係ジョイントベンチャー, 情報通信機器を扱う中小企業, また鉱業, 農業



への先端技術導入、観光関連産業等。

但し、あまり求められていない業種として、レストラン、不動産、投機関連事業である。

これまでのN.S.W.州の移住者が築いた業種は以下のとおり。

- ・食品、エレクトロニクス、プラスチック、機械、金属、化学製品などの国内及び海外市場向けの製造
- ・専門化された農業ベンチャー
- ・原料加工業（皮革、貴石等）
- ・広範囲にわたる物資とサービスの輸出（原料一次産品、園芸産品、金属、鉱物、機械、コンピューターのソフトウェア等）
- ・ホテル、モーテル等観光業への投資
- ・スペシャリスト人材の開発
- ・運送取扱いやその他のサービスを行う輸送業

この様にビジネスの移住者達にとって、新しいビジネスの可能性を発見し、自分のものにすることは困難ではありません。これは、とりもなおさずニュー・サウス・ウェールズ州には数多くの可能性が存在し、オーストラリア人のみならず、海外の投資家や実業家にも大きく開かれていることを証明するものです。

### (iii) 公的受入れ機関

#### (a) 産業開発地方分散省国際課（Department of Industrial Development and Decentralisation International Operations）

企業者移住班（専任職員4人）を設置し、以下の業務を行っている。

- ・相談、指導
- ・情報提供、啓発活動
- ・共同経営者、関係者の紹介、斡旋
- ・事業計画の指導、評価及び推せん状の発行
- ・啓発資料（印刷物、ビデオ）の作成

日本語の印刷物「海外投資家のためのハンドブック」あり。但し、企業者移住についての日本語資料は未作成。

- ・移住後、定着面での相談

#### (b) 連邦移民省N.S.W.州地域総局

企業者移住計画担当官が移住手続面での相談、指導を行っており、事業計画については州産業開発地方分散省、商業会議所、工業会議所、銀行等への紹介を行っている。

また企業者移住を希望する企業者の申請も受け付けており、担当官は州産業開発  
地方分散省の推せん状を付し、申請者居住地の在外公館移民担当官あてに転送する。

その他事前調査のための滞在期間延長など入国管理上の問題一般の相談に応じる。

(c) N.S.W. 州立銀行

(州政府の保証を受け州内で商業銀行として業務を行っている。州内に249の支店  
を置き、ロンドン、ニューヨーク、ロスアンゼルス、東京に駐在事務所を置いて  
いる。商業銀行の業務の他、政府機関による金融援助資金の管理事務も行っている。)

企業者移住計画促進担当マネジャーを配属、事業計画の助言、計画書作成協力、  
フィージビリティ・スタディーの実施など幅広いサービスを提供。

(iii) 私的機関

(a) N S W州工業会議所 ( Chamber of Manufactures of N.S.W. )

(加盟 2,500 社、主要業種は食品加工、薬品、化学繊維等の軽工業)

- ・雇用環境、雇用問題に関する調査、情報サービス
- ・環境対策、税金対策面での指導、助言
- ・経営コンサルタント、法律コンサルタント業務

(b) N S W商業会議所 ( Chamber of Commerce of N.S.W. )

(会員は企業経営者、自営業者を中心に3～4,000人)

- ・相談、情報提供
- ・会員への紹介、共同経営の斡旋
- ・独自の市場調査実施

(c) 商業銀行

Commonwealth Bank や Westpac Bank は各々企業者移住担当のスタッフをそろ  
え、海外の移住希望者向けの企業移住ハウ・ツー印刷物を作成。その相談、協力  
を行っている。また、連邦移民省主催の海外企業者移住計画 ( Business Migration  
Programme ) セミナーにも積極的に参加している。

またその他の商業銀行も顧客サービス業務の一環として企業者移住の相談にのっ  
ている。しかし日本の銀行は未だこの分野でのサービスは行っていない。

(d) その他コンサルタント法律事務所

Price Waterhouse , Coopers & Lybrand , Ernest & Whinney , Touche Ross &  
Co. 等代表的なコンサルティング会社、法律事務所は有料で市場調査、フィージビ  
リティースタディ、事業計画書作成準備等を受請っている。

⑤ 生活環境

生活水準は高く、物価は相対的に安定している。5人に1人の割合いで外国からの移

住者がおり、多元文化政策により民族コミュニティー活動もさかんで、多種多様な生活様式が併存している。

また国際都市である州都シドニーでは文化、芸術面でも各種行事が年間を通し催されている。

住宅はシドニー中心部はアパート、タウンハウス、ヴィラハウスの住宅がふえているが、郊外では一戸建てが多い。平均的住宅（寝室3部屋程度）で約108,000豪ドル、景勝の郊外では150,000豪ドル以上。

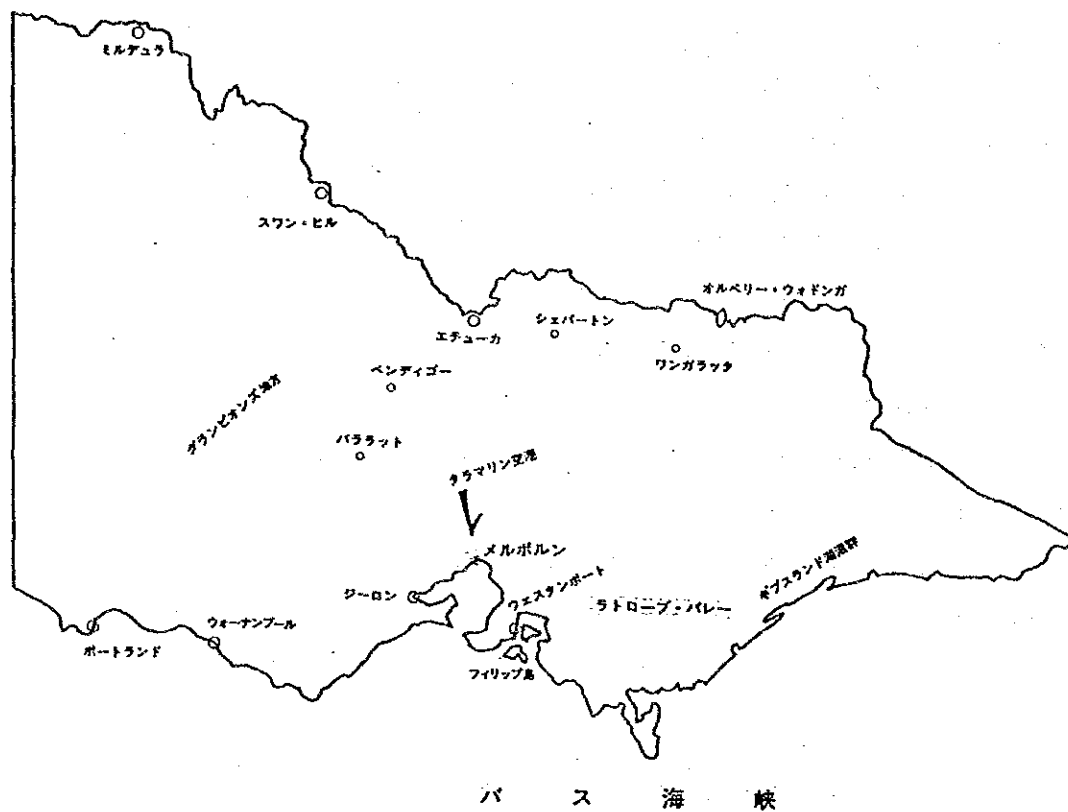
交通、通信については、近距離は公共交通機関が発達しているが、自動車は生活必需品（自動車保有率2人に1台強）。日刊新聞は6紙、テレビ局は5局（うち2局が公営）、ラジオ局はAM、FMあわせて15局（うち6局が公営）。

教育行政は各州政府の所管。NSW州では学令児童の75.6%が授業料無料の公立学校に、その他が私立学校に通学、総合大学6校、専門大学14校の他、各種高等教育学校が存在、また州政府は技術・技能訓練のため農業専門学校など専門教育機関を設置、運営している。

医療面では公立病院260棟、私立病院96棟があり、またメディケア制度により、各医療サービスにつき表示料金の85%支給が実施され安定している。また、NSW州民族問題省では、各民族系の移住者サービスとして、医者にかかる場合の通訳サービス業務を実施している。

(2) ヴィクトリア州

① 一般概況



事項	州名	ヴィクトリア
州都		メルボルン
人口		412万人 (総人口の26%)
面積		22.7万km <sup>2</sup> (全豪の2.96%)
気候		温帯性気候 メルボルンの平均年間雨量 661ミリ
政治州議会議 与党 州首相		二院制 労働党 (1982年4月の選挙で27年ぶりに政権獲得) ジョン・ケイン
主要産業		東部ビクトリアのギップスランドのかつ炭, 小麦, 羊毛, バター, 牛乳, 果実, ワイン, 繊維工業, 自動車工業
略史		1834年 ヨーロッパ移民による最初の入植 1850年 ヴィクトリア植民州成立 1851年 メルボルンの北150kmに金鉱発見 1856年 州議会開設 1880年代までにオーストラリア最大の都市となり, 産業, 金融の中心となる 1888年 メルボルン万国博開催 1901年~1927年 メルボルン, オーストラリアの首都 1927年 首都キャンベラに移る
姉妹都市, 町 (1986年9月現在)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 千葉県松戸市 — ボックスヒル (Box Hill)</li> <li>2. 大阪市 — メルボルン (Melbourne)</li> <li>3. 山梨県勝山町 — ヤラウオンガ (Yarrawonga)</li> <li>4. 岩手県江刺町 — シェパートン (Shepparton)</li> <li>5. 山形県山形市 — スワン・ヒル (Swan Hill)</li> <li>6. 愛知県安城市 — アルトナ (Altona)</li> <li>7. 長崎市 — コバーグ (Coburg)</li> <li>8. 静岡県裾野市 — フランクストン (Francston)</li> <li>9. 石川県内浦町 — ポートランド (Portland)</li> <li>10. 東京都墨田区 — サウスバーウォン (South Barwan)</li> </ol>

## ② 産 業

N.S.W.州とともにオーストラリアを代表する工業，商業，貿易，金融の中枢を形成。

ヴィクトリア州は歴史的には農業基盤の上に築かれた州で，現在も羊毛，小麦，大麦，食肉，魚，果実，酪農製品の主要産地である。

また地下資源にもめぐまれ，褐炭（世界最大級の露天掘炭田），石油，天然ガスの開発が進められ，ヴィクトリア州の産業開発の大きな支えとなっている。

製造業は，1850年代のゴールドラッシュをきっかけに急速に発展し，その資源供給地への優利な地理的条件により，産業は発展し続けている。初期には金属加工と機械工業を利用した重工業が，そして近年には石油を利用した石油化学及びプラスチック産業が重きをなしている。

また首都のメルボルンはゴールドラッシュを発端に金融の中心地へと発展し，今日にいたっている。

第三次産業の発展もめざましく雇用の面では製造業をしのご，最大の労働人口を擁している。

### ■産業別の労働人口（1983～84）

	単位 1,000人	%
第一次産業	102.6	6
—— 農業，林業，漁業，狩猟業，鉱業		
第二次産業	392.1	23
—— 製造業		
第三次産業	1,228.4	71
	1,723.1	100

### ■生産価値から見た各産業の位置づけ

	単位 100万豪ドル
農 業——生産額	2,581
製造業——付加価値	10,649
鉱 業——生産額	545

ビクトリア州の主要実績 (1983/84)

項 目	単 位	ビクトリア州	オーストラリア	%
製 造 品				
清涼飲料	百万リットル	270	1,053	26
履 物	千足	25,094	36,477	69
粘土煉瓦	百万	432	2,005	22
バター	千トン	94	114	83
チーズ	千トン	91	160	57
原 油	百万リットル	24,051	26,826	90
電動機	千基	953	2,482	38
天然ガス	十億リットル	5,797	12,098	48
缶詰肉	千トン	10	41	24
粉末ミルク (脱脂)	千kg	95,261	113,246	84
自動車	千台	218	395	55
天然・フルーツジュース	百万リットル	52	190	27
プラスチック・合成樹脂	千トン	434	820	53
シャツ (男性用)	千ダース	1,912	2,605	73
羊毛 (洗浄剤)	千トン	36	98	37
工 場				
売上高	百万ドル	29,931	88,275	34
付加価値	百万ドル	11,630	34,057	34
被雇用者	千人	353	1,010	35
給与賃金支払額	百万ドル	6,045	17,456	35
一 次 製 品				
羊	千頭	26,471	107,407	25
牛	千頭	3,576	22,161	16
豚	千頭	410	2,527	16
食 肉				
牛 肉	トン	258,851	1,338,109	19
羊 肉	トン	69,050	164,035	42
子羊肉	トン	124,991	292,507	43
豚 肉	トン	72,667	253,289	29
全 乳	百万リットル	3542	5,923	60
羊 毛	百万kg	167.3	732	23
馬れい藪	トン	362,400	1,019,840	36
小 麦	千トン	3,971	21,764	18
大 麦	千トン	758	4,890	16
ぶどう	トン	324,100	843,340	41

オーストラリア統計局 (ABS) 資料

### ③ 産業開発振興策

#### (i) 10カ年経済戦略(1984~94年)

州政府の10カ年経済戦略の基本的考え方は、(a)州政府が経済環境改善のためにイニシアティブをとる、即ち既存産業の競争力強化、公共部門の効率向上、民間部門に対するテコ入れのための援助を推進する、(b)既存の貿易関連企業の競争力強化をはかること、(c)特に、通信、情報処理、観光、新技術に係わるような産業の分野で、中小企業の生産性向上と育成をはかり、安定した産業基盤を作ることである。

その一環として州内の主要都市地区(ジーロン、オルベリー・ウロンガ、ラトローブバレー、パララット、ベンディゴ、ポートランド、シェパード、ワンガラータ、ウォーナンプール、ミュデラの10地区)を開発センターと設定し、重点的に地域開発政策が進められている。

また観光関連産業の分野では、年間を通じ観光者をひきつける多彩な観光地、レクリエーション地域の存在に重視し、観光局では州経済開発公社とともに観光産業開発のための支援措置をとっている。

#### (ii) 産業開発協力機関

(a) 産業・技術・資源省(Department of Industry, Technology and Resources)が中心となって協力、援助を行っているが、その対象産業と協力内容は次のとおりである。

##### 〈対象産業〉

第一次産業	漁業、ワイン、農産加工品、加工食品、木材
第二次産業	自動車部品、鑄造鉄製品、基礎金属、重工業、セラミック、先端テクノロジー産業、化学品、印刷、ダイキャスト、科学測定機器、エネルギー集約産業、繊維、衣料、履物
第三次産業	通信、コンピューターソフトウェア、会議開催、教育システム輸出、観光、旅行、レクリエーション

##### 〈協力・援助内容〉

- ・情報サービス……中小企業開発公社による援助、投資促進、品質改善、輸出照会・情報提供、法規制、技術・デザイン、地下水関係助言、政府買付け優先、エネルギー節減・企業内エネルギー査定  
etc.
- ・援助サービス……技術サービス、産業近代化、輸出市場開発、地域開発促進協議会等の設立など開発整備の援助
- ・資金援助……州経済開発公社による直接援助(後述)



中小企業開発公社による中小企業向け貸付（初年度のみ最高500万ドル）

地方移転計画に対する資金援助（土地税、雇用税の払戻し、移転手当て、雇用奨励金、ガス・電気特別料金、鉄道輸送費10%割引等）

・調査・研究サービス……産業研究、地下水調査、地域戦略、石油探査研究、地勢調査、エネルギー計画設立、エネルギー節減 etc.

(b) ヴィクトリア州経済開発公社（Victorian Economic Development Corporation）

1983年特に産業振興の目的で設立された公社。

州政府の10カ年経済戦略に合致する事業に対し資金的援助を行う。政府からの出資と自己資金で貸付を行っている。但し借入れ保証は行わない。また開発のための調査は行わない。

1986年度の貸付条件は3年間固定7.8%である。

(c) 中小企業開発公社（Small Business Development Corporation）

1976年、中小企業の企業設立、拡充、拡大のための相談機関として設置された。

業務の内容は、資金援助（特に新生中小企業への補助etc.）、経営者研修、資格証、認定証の発行、情報サービス、相談等である。

#### ④ 企業者移住の受入れ体制

##### (i) 期待される業種

これまでの企業者移住の例としては、コンクリート製品、輸出農産品製造、家具製造、化学製品、農業機械、金属加工、自動車部品、加工皮革、包装、不動産開発、輸出業、土木建築、食品加工、印刷、観光開発、プラスチック製品、ガラス繊維製品、コンピューター機器、セラミックス、電子機械部品等がある。

ファッション産業、ワイン製造、製材、輸出向け水産業（伊勢エビの養殖など）、光ファイバー、電子産品などは期待されている業種である。

##### (ii) 公的機関

(a) 産業・技術・資源省（Department of Industry, Technology and Resources）

企業者移住班有り。（専任職員3人）

- ・相談・指導、情報サービス
- ・事前調査の際の便宜供与（2週間前に在外公館移民官あるいは海外の州代表事務所を通じ、事前調査に対する協力要請がなされれば、日程アレンジから空港送迎、関係者紹介等のサービスが供与される。
- ・事業計画の評価、査定

- ・ 移住後の事業開始に係わる諸手続の迅速処理
  - ・ 事業開始の諸援助
  - ・ 企業者移住計画のモニタリング
  - ・ 会計事務所、法律事務所への紹介
- (b) 連邦移民省ヴィクトリア州地域総局  
(各州地域総局とも業務内容はほぼ同様、N.S.W.州地域総局を参照)
- (c) 経済開発公社  
10カ年経済戦略にかなり事業計画については、貸付け等の援助が与えられる。
- (d) 中小企業開発公社  
有望な業種の企業設立の方法、手続の相談にのる。
- (e) 連邦銀行 (Commonwealth Bank of Australia)  
国際部で移民を希望する企業者に対し、相談、情報提供、市場調査などを実施。  
連邦移民省、州政府の派遣する企業者移住セミナーにも参加する。

(iii) 私的機関

- (a) ヴィクトリア州工業会議所 (The Victorian Chamber of Manufactures)  
企業者移住促進のため、特別にオーストラリア産業経営サービス部 (AIM, Australian Industries Management Services) を設置、企業者の移住決定、事業開始の準備、事業運営の三段階に分け、以下のきめ細やかなサービスを低料金で提供している。
- ・ 市場調査の実施
  - ・ 新規事業開始のための代理業務  
会社登記、金融機関との交渉  
事務所、工場の物件探し  
税務当局への届出、取引業者の斡旋  
従業員の採用、消費市場発掘 etc.
  - ・ 共同経営者の斡旋、仲介
  - ・ 既存企業の買取り  
売却希望の企業の企業実績調査、査定を実施。  
また買い手の要請にかなり企業を紹介、仲介。
  - ・ 事業開始1年の企業に対し専門家による経営相談を実施。
- (b) 銀行  
代表的商業銀行では顧客サービスとして、各種相談、情報提供、市場調査、事業開始の助言などを行っている。

(c) その他

会計事務所，法律事務所（N.S.W. 州の項参照）

⑤ 生活環境

生活水準は高く，物価は相対的に安定している。

4人に1人は外国生れの移住者であるが比較的アングロサクソン系の気風が強く感じられる。

最近では北欧，南欧，中東，アジアからの移住者が多く入っており，各民族文化の生活様式が浸透しつつある。

ガーデンステートと呼ばれる様に緑の多いゆったりとした魅力的な自然環境がある。

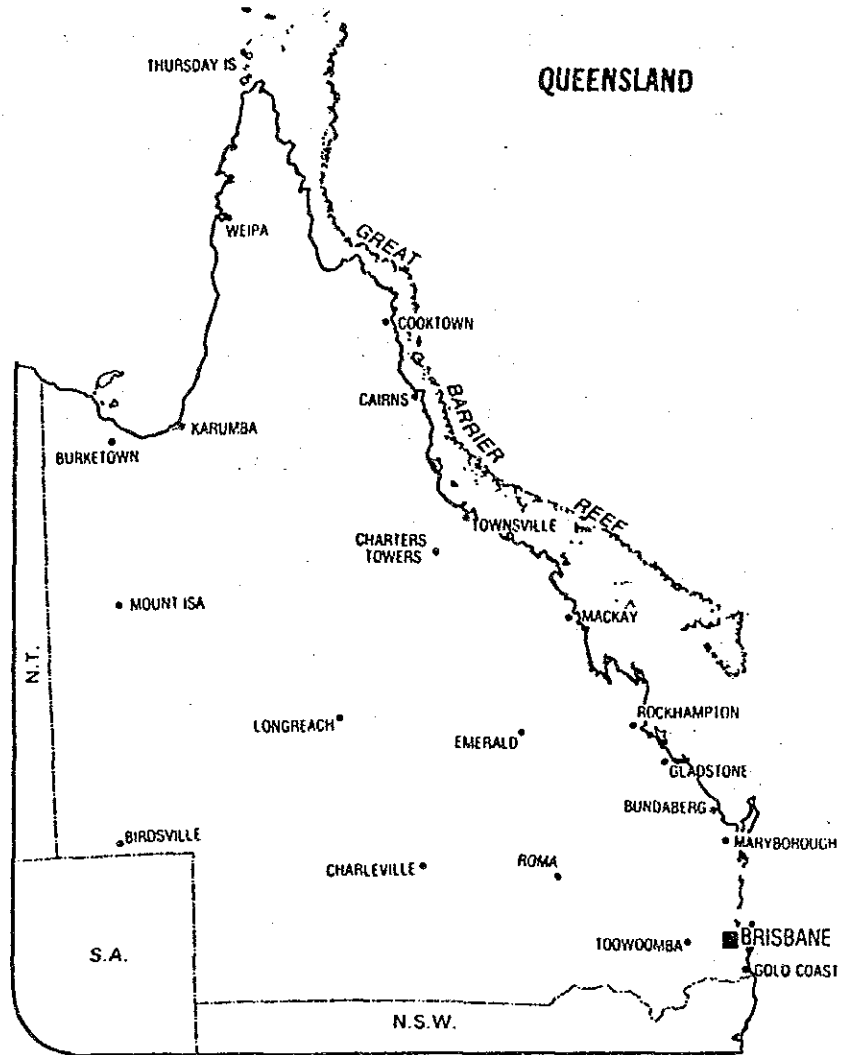
住宅投資は1984/85年度に大きな伸びをみせ，前年比11.6%増（オーストラリア全体の伸びは6.4%）であり，住宅保有率は比較的高い。

教育面では州政府は人材育成の観点から力を入れており，特に高等専門教育については，教師の数，学生数共にオーストラリア第一を誇っている。

マスコミ関係では朝刊紙2紙，夕刊紙1紙，全国版日刊紙1紙，全国版経済新聞1紙，主要週刊紙4紙の他，約30紙にのぼる外国語新聞がある。またテレビでは民間テレビ局3局，公営テレビ局1局，他に少数民族用の局が1局，PAL式カラーで放映されている。ラジオはAM放送13局，FM放送6局が放送されている。

(3) クインズランド州

① 一般概況



事項 \ 州名	ク イ ー ン ズ ラ ン ド
州 都	ブリスベン
人 口	254万人 (総人口の16%)
面 積	172万km <sup>2</sup> (全豪の22.49%)
気 候	熱帯性気候(54%), 温帯性気候(46%), ブリスベンの平均年間雨量 1153ミリ
政 治 州 議 会 与 党 州 首 相	一院制(下院) 国民党(1983年11月以降) J. ピーターセン
主要産業	ウエイバのボーキサイト, マウントアイザの銅, 銀, 鉛, スズ, 岩塩, リン鉱石, メリー, キャサリーンのウラニウム, 黒炭は主要輸出品の 1つ。食肉, 砂糖, 小麦, 果物, タバコ。輸送機械, 掘削機械。
略 史	1823年 シドニー湾付近に制限されていた流刑囚の植民地の拡大を余 儀なくされ, ブリスベンに植民地が作られる。これに伴い自由移民ク イーンズランドへ移住, 但し1842年迄流刑植民地周辺80km以内の 自由移民の植民は禁止されていたことが大きな要因となり, これら移 民は海岸線に沿い広範囲にわたり分散して定着した。 今日の人口分散のもとを形成。 1859年 クイーンズランド独立植民地として成立。 1860年代 ゴールドラッシュ, 鉄道ブームの到来, 海岸地帯と内陸 地の連結。 1901年 クイーンズランドを含む連邦政府成立。 1960年 石炭ブーム始る。
姉妹都市, 町 (1986年9月 現在)	1. 徳島県日和佐町 — ケアンズ ( Cairns ) 2. 鹿児島県指宿市 — ロックハムプトン ( Rockhampton ) 3. 兵庫県神戸市 — ブリスベン ( Brisbane )

## ② 産 業

永年にわたり州の主要産業は第一次産業であり、これが今日の州経済の基盤となっている。しかし過去 20 年クインズランド州は急速な産業開発を経験し人口も急速に伸びた。それは豊かな資源を基盤とした製造業を中心とした産業発展で、現在では製造業は州の総生産の 50 % を占めている。

製造業は砂糖精製から農工機器、漁業関係機器、掘削機械、かんがい工事用機械の製造に及んでいる。食品加工や食肉はオーストラリアの全輸出に大きく貢献している。

鉱業では豊富な石炭、銅、亜鉛、ボーキサイドが州の各地で産出され、これらはオーストラリア全体の産出量の相当部分を占め輸出の面でも大きなシェアを占めている。

第三次産業では近年の観光関連業の成長が顕著である。世界でも有数といわれるケアンズ、ゴールド・コーストの開発には州政府と民間企業の共同出資の方法がとられている。州政府観光局は更に一層の開発をめざしている。

### クインズランド州の主要実績

製造業	単 位	1973-74	1982-83	1983-84
工場	個 数	4,920	3,440	3,451
	全豪対比%	11.5	12.4	12.6
付加価値	百万豪ドル	1,220.2	3,445.1	3,700.6
	全豪対比%	9.3	11.1	10.8
食料品 飲料 }	百万豪ドル	350.3	1,008.8	1,168.9
	全豪対比%	16.5	17.1	18.0
食肉加工	百万豪ドル	101.1	302.6	338.6
金属加工	"	145.0	352.0	329.7
農 業	単 位	1974-75	1983-84	1984-85
農 家	戸 数	39,772	34,558	34,800
	全豪対比%	13.7	13.7	14.4
砂糖キビ	1000トン	1,942.1	2,272.3	2,391.0
小麦	"	692	1,922	1,540
タバコ	1000 kg	8,007	7,685	8,508
パイナップル	1000トン	110.1	114.7	135.1
ジャガイモ	1000トン	107.6	124.0	

食 用 牛	1000 頭	10,364	8,783	9,021
	全豪対比%	36.3	45.4	45.3
乳 牛	1000 頭	515	372	375
	全豪対比%	9.2	13.3	13.3
羊	1000 頭	13,908	13,033	13,950
	全豪対比%	14.1	9.4	9.3
羊 毛	百万 kg	66.3	65.6	68.5
農 業 生 産 高	百万豪ドル	1,223	3,112	3,058
	全豪対比%	20.8	20.3	19.8
。 鉱 業	単 位	1973-74	1982-83	1983-84
工 場	個 数	241	363	445
	全豪対比%	18.3	23.5	27.3
従 業 員	人	14,333	18,132	18,765
付 加 価 値	百万豪ドル	503	1,811	1,929
	全豪対比%	23.7	21.8	22.7
黒 炭	1000トン	19,898	35,812	44,036
	全豪対比%	33.5	33.2	41.9
ボーキサイト	1000トン	9,005	5,816	7,960
	全豪対比%	48.6	(未確定)	(未確定)
銅	1000トン	178	147	160
	全豪対比%	72.0	62.6	64.0
。 雇 用	単 位	1975	1984	1985
被 雇 用 者	1000 人	840	1,006	1,045.5
第 一 次 産 業	1000 人	103.6	102.2	106.6
第 二 次 産 業	1000 人	230	227.4	235
第 三 次 産 業	1000 人	506.4	676.2	704

資料：オーストラリア政府統計局

### ③ 産業開発政策

クィンズランド州政府は前述のとおり過去 20 年間第二次産業の急速な発展を見て来た訳であるが、州政府は第二次産業をより強固で安定した州の経済基盤とするため産業再開発のため、10 年計画を 1982 年から実施しており、1992 年には法整備を含め経済活性化のための総合的な環境整備を完了することをめざしている。

〈地方における製造業誘致、開発促進のための優遇措置〉

(工業開発省 Department of Industrial Development)

#### ・工業立地リース

州内 63 カ所の国有工業用地 (ハイテクパーク, サイエンスパーク) のリース。

30 年以内, 最初の 5 年間は低料金のリース, また立地場所が州都ブリスベンから離れているにしがいい料金は安くなる。途中で用地を購入することは可。

#### ・工場のリース

国有工業用地の工場, 事務所の建物を 5 年間まで低料金でリース。

#### ・工場再配置経費の援助

運送経費を最高 5,000 豪ドルまで全額補助, それ以上の経費については運送費の 25%, 最高 10,000 豪ドルまで補助する。

#### ・国内輸送費の補助

州内に散在する製造業 (食品加工, 鉱業を除く) を対象, 他州や海外からの発注を増やすため鉄道輸送費の 50% を最高 3 年間まで補助しコストダウンをはかる。

#### ・コンサルティング経費補助

州の産業開発政策にかなう事業で, 即ち先端技術の導入, 産業活性化, 輸出振興をめざす事業で特に専門的コンサルティングが必要と認められる場合, その経費の 50%, 最高 10,000 豪ドルまで補助。

### ④ 企業者移住の受入れ体制

#### (i) 期待されている業種

金属加工, 食品加工, 輸出向け農・水産加工, 飼料用小魚の生産, 魚貝類養殖, 観光開発関連事業, コンピューター (ソフトウェア) 関連, サービス業, クリーニング業等。また観光関連産業については, 近年の日本人観光客の急増との関連で日本人企業者の進出が期待されている。既にヤブーンには岩崎産業が進出一大リゾートを開発, またゴールドコーストには大京観光がホテルを開業している。

#### (ii) 公的機関

(a) 首相府政策部貿易投資課 (Premiers Office, Policy Division, Trade and Investment Branch)



企業者移住の総括窓口で、専任職員4人。

- ・相談、指導
- ・事前調査でクィンズランド州訪問の際の便宜供与
- ・関係者、経済団体、銀行、コンサルタント等の紹介
- ・共同経営者の紹介、仲介
- ・事業計画の査定、評価、推薦状の発行
- ・啓発広報（各国語の企業者移住紹介、パンフレット、ビデオの作成、日本語も前向きに検討）

(b) 産業開発省 ( Department of Industrial Development )

各業種に専門の産業アドバイザー（15人）を持つ、これら専門家による事業計画の評価、推薦状の発行

(c) 連邦政府移民省クィンズランド州地域総局

（ N.S.W州の項を参照 ）

(d) クィンズランド州民族問題省 ( Department of Ethnic Affairs, Queensland )

- ・事前調査のため訪問中の企業者にホステル提供（大人1人3食付 / 1日12豪ドル）
- ・移住後、住宅決定までの間のホステル提供
- ・生活指導
- ・定着のための英語コース
- ・通訳の斡旋

(iii) 私 的 機 関

(a) ブリスベン商業会議所貿易サービス課 ( Brisbane Chamber of Commerce, Trade and Services Division ) 専任のスタッフを配置。

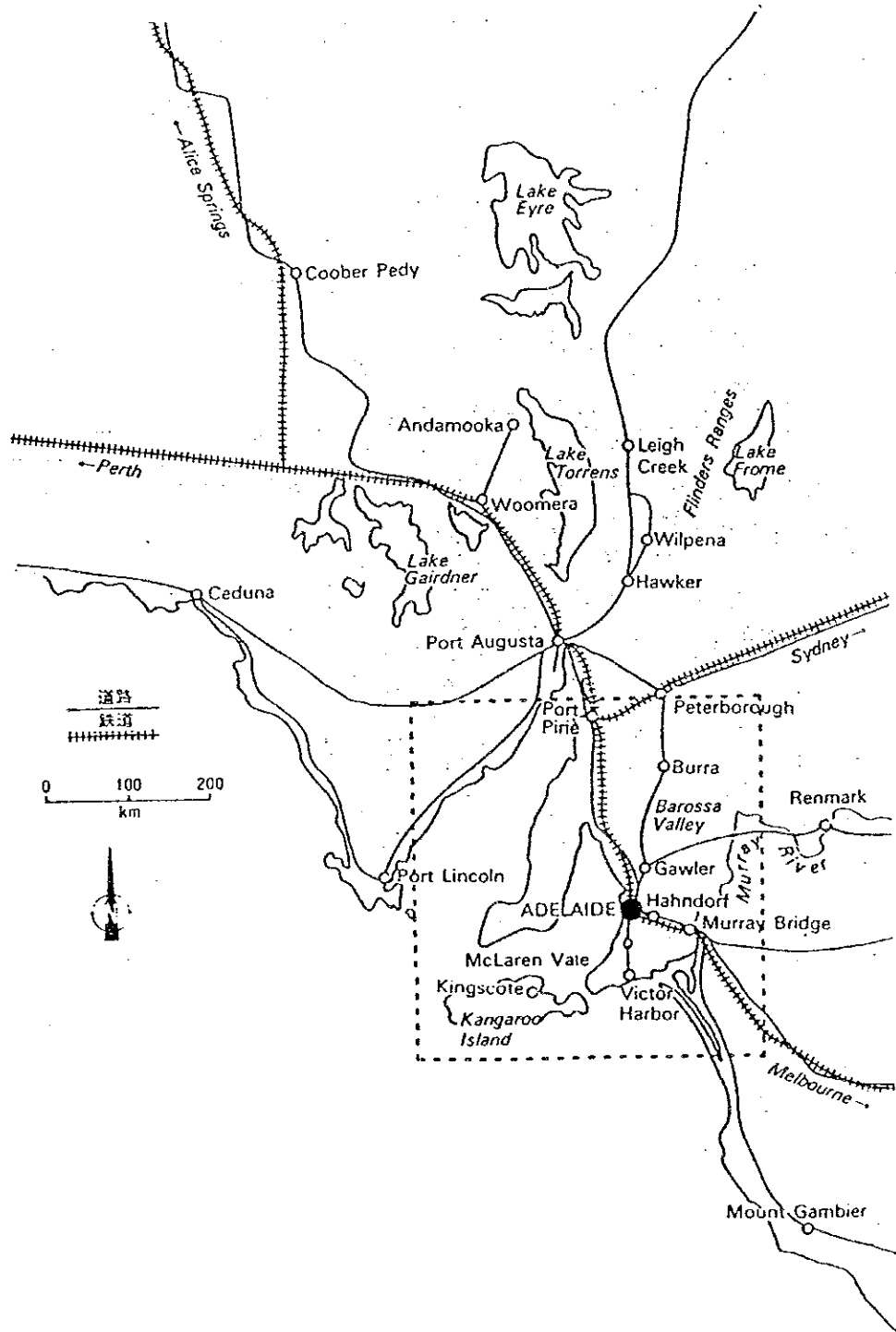
- ・市場調査
- ・立地条件、税制、法律問題等につき助言、なおブリスベン商業会議所は東京商工会議所と緊密な連携関係を有している。

(b) その他商業銀行でも企業者のためのアドバイス等サービスを行っている。

(4) 南オーストラリア州

① 一般概況

# 南オーストラリア州全図



事項 \ 州名	南 オーストラリア
州 都	アデレード
人 口	135万人 (総人口の8.7%)
面 積	98.4万km <sup>2</sup> (全豪の12.81%)
気 候	温帯性気候, アデレードの平均年間雨量528ミリ
州 議 会 与 党 州 首 相	二院制 労働党 (1985年12月以降政権を継続) J. バノン
主 要 産 業	小麦, 羊, ワイン, 牧畜, 銅, ウラン, 自動車工業, 家庭電気製品
略 史	<p>南オーストラリアは自由移民によって開拓された1836年正式に英国領の州として認められる。</p> <p>初期のこれらの自由移民はN.S.W州から羊や牛を連れて入植し, その後, 穀物を実らせ, 小麦をN.S.W州, 西オーストラリア, 英国にまで輸出することになった。</p> <p>1842年 銅発見される。</p> <p>ドイツ移民がバラッサ峡谷でワイン用ぶどう栽培開始 現在の南オーストラリアワインの基礎を形成。</p> <p>1881年 かんがい工事がオーストラリアで初めて実施される。</p> <p>1894年 全オーストラリアで初めて女性に参政権が与えられる。</p>
姉妹都市, 町 (1986年9月 現在)	1. 兵庫県姫路市 — アデレード

## ② 産 業

南オーストラリア州には天然ガス、ウラン、金、銅、鉄鉱石、石炭、オパール、ヒスイ、白雲石等の鉱物資源があり、また生産性の比較的高い農業基盤がある。

基幹製造業は鉄鋼、鉛スメルター、家電、三菱・GM・ホルデンの自動車産業、その他に各種機械、繊維、衣類、履物、材木の製造もさかんである。

農業では歴史的に牧畜、羊毛が中心で現在も盛んである。羊毛は第一級品として欧州市場に出ており、小麦も有力な輸出産品である。

また州内のバロッサ峡谷に代表されるワイン生産は全オーストラリア生産の60%を占め、ブランディーは90%以上、またチェリー・ベルモット等も製造されている。

### 南オーストラリア州主要指標

#### オーストラリアに占めるシェア

面 積	984,377	km <sup>2</sup>	12.81
人 口	1,350,600	人	8.71
農 業 生 産 高	1,194.3	m \$	10.21% (1982/83)
小麦 (生産面積)	1,398	千ha	12.14% (1982/83)
大麦 ( " )	1,005	千ha	40.99% (1982/83)
ぶどう畑 (面積)	29	千ha	43.28% (1982/83)
羊 ・ 牛	17,190	千頭	10.7% (1984年3月)
羊 毛 生 産 額	96.1	百万kg	14.98% (1982/83)
製 造 業			
工 場	2,009		7.55% (1982/83)
従 業 員	95,900	人	9.08%
付 加 価 値	2,708.6	百万\$	8.72%
小 売 り 販 売 額	3,840	百万\$	8.77% (1983/84)

#### 。産業別の労働人口 (1981年国勢調査)

第 一 次 産 業	46,263 人	8.4 %
第 二 次 産 業	144,123 人	26.3 %
第 三 次 産 業	357,524 人	65.3 %
合 計	547,910 人	100 %

### ③ 産業振興策

#### (a) 事業設立援助計画

(州開発省 Department of state Development )

雇用創出と産業基盤の多様化，投資の促進，新技術の開発研究の促進に資する新企業の設立もしくは既存企業の拡大に対し，州議会産業開発委員会 ( Parliamentary Industrial Development Committee) の認定に基づき州政府は最高 400,000 豪ドルまで現金支給の形で援助する。

#### (b) 借入れ保証

(州開発省)

州経済にとり有意義と判断できる事業で一般の貸付に困難がある場合，州政府が借入れ保証を行い，貸付を円滑化する。

#### (c) 地域産業開発のための優遇措置

(州開発省)

- 州都アデレードに隣接しているパロッサ，南海地区は 50 % の賃金税，土地税の払い戻し
- その他の地域での企業設立は，100 % の賃金税，土地税の払い戻し

#### (d) 中小企業振興策

(中小企業公社 Small Business Corporation )

- 情報サービス
- カウンセリング
- コンサルティング経費の 50 % 助成
- 州開発省の借入れ保証仲介

#### (e) 工業用地の援助

(州開発省)

- アデレードその他の都市の工業用地，建物のリース，情報提供
- 工業用地，建物の建設，リース及び購入に関する援助
- 工業用地 (ハイテクパーク等) の提供

### ④ 企業者移住の受入れ体制

#### (i) 期待される業種

これまでの一般的な例としてプラスチック加工，スポーツ用品，衣服，印刷業，洗染業等がある。

日本からの企業者移住として，ハイテク関係，観光関連産業の分野への進出が期待されているが，特に業種を指定することはない。

(ii) 公的機関

州開発省産業開発投資部 ( Development and Investment, Department of State Development )

1983 年以来専任の職員 6 人を配置

- ・ 事前調査の際の便宜供与 ( 日程アレンジ, 空港送迎, ホテル手配 etc )
- ・ 地場産業の調査
- ・ 事業の市場性調査
- ・ フィージビリティースタディー
- ・ 生活, 教育などの相談, 支援

同部のユニークな点は, 以上のサービスを後述の商業銀行との緊密なチームワークで実施していること, 及び生活全般を含め人間生活のファンダメンタルな点を重視していることである。

(iii) 私的機関

(a) 南オーストラリア州商業会議所

- ・ 情報サービス
- ・ 関係業者の紹介, 仲介
- ・ 市場調査 etc
- ・ 州独自で海外にセミナーチームを派遣

( 日本でも 30~45 人程度希望者が出れば派遣の可能性有り )

(b) 銀行

オーストラリア, ニュージーランド銀行

南オーストラリア州立銀行

豪スタンダード・チャータード銀行

ウエストパック銀行の 4 銀行は専門スタッフ計 9 人を配置, 州開発省の企業者移住担当職員と共同で, 企業者で移住を希望する者に対しオールラウンドの援助を提供, 州政府主催のセミナーにも参加している。

従って専門のコンサルタントや法律事務所への斡旋は行っていない。

⑤ 生活環境

自由移民でできた町で, 州民は, 自由で民主的で進取の気質に富む州であるとの誇りが強い。また 4 人に 1 人が外国生れの移住者である。

州人口の 70 % 以上が州都アデレードに集中しているが, アデレードはど盤の目の様に整然とした町で, 高度の発展した産業都市と, ゆったりとした田園都市の二つの顔を持っており, これが州政府の PR する点でもある。

住宅はアデレード中心より車で 20 分程度で閑静な住宅地となり、約 260m<sup>2</sup>の家を土地付で約 1,300 万円～ 2,000 万円で購入できる。

教育は他州に先きがけ近代的教育を確立した歴史を持ち、教育水準は高いといわれている。大学は 8 校あり、単科大学は 30 校近くあり、一般社会人にも開放されており、生涯教育もさかんである。

医療では州民 1 人当りの医師、看護婦、ベッド数はオーストラリア随一を誇り、遠隔地での急患にも Royal Flying Doctor サービスが行き届いている。

州政府関係者は、一度アデレードに定着すれば質の高い落ち着いた生活をエンジョイできると胸をはって PR している。

## Ⅳ 調査団所感

今回の予備調査団の日程は概ねオーストラリア連邦政府（移民省）と各州政府関係者によって作成され、訪問先ではどこでも丁寧な応待を受けたがこの各州当局による歓待ぶりには移住の観点よりむしろ日本経済に対する期待の強さを感じさせた。

### (1) 経済戦略としての企業移住

特に州政府関係者との会談で共通して感じられたことはオーストラリア経済はこのままではアジアの新興工業国にもおくれるという危機感であった。現政権はこのため製造業、サービス部門の強化、輸出産業の国際競争力の強化、ハイテク産業の育成、振興などに力を入れた産業施策を実施しているが、即戦力となる高度の技術、経営能力を持つ人材と資本の流入をもたらす企業者移住もまた大きく期待されている。即ち短期的には地域経済の活性化と、長期的には移住者の出身国との経済関係の緊密化をねらうものである。しかし企業者移住の過去の実績（1981/82～85/86 249件、投下資本138,942百万豪ドル）を見ても、その成果は今ひとつというところである。連邦移民省の説明によれば将来性はあり、85/86の伸びから予想して、毎年5億ドル程度の投下資本が期待できると見込んでいる。しかしそこには移住者送出国側の要因は勿論のこと、オーストラリア経済にそれなりの吸引力が存在することが必要であり、その意味で必ずしも楽観できない。又「何故オーストラリアでなければならぬか」という決定的な理由付けがオーストラリア側の説明では必ずしも充分とは思えないとの印象がぬぐえない。各州政府が異口同音に説明することは、オーストラリア経済の将来性にかけるつもりで有望な企業家に来てほしいということである。しかし依然として存在する強すぎる労働組合の存在、国内市場の狭隘性と分散化、国際市場への距離の遠さ、また参入の立ち遅れ等を考えれば企業家としては慎重にならざるを得ないと思われる。

### (2) 日本からの企業者移住

日本においてはオーストラリアへの企業者移住はほとんど知られておらず過去3件程度。最近数件申請があるが調査の際、日本人に適した業種についても質問したところ、最も多かったのが最近ブームになっている日本人観光客相手の観光、サービス業である。それに次ぎ食品加工、水産業、クリーニング業などがあつた。また日本のハイテク産業に対する期待は強いが、企業者移住よりむしろ企業投資として期待されている。

日本人の企業者移住の将来性については、①日本人は単独の海外移住に消極的であること、②中小企業の企業主が有する強い保守性、を考慮すれば、日本からの移住が急速に伸びるということを期待するのはやや非現実的といえるかもしれない。

円高により大きな痛手を受けている輸出型中小企業を有望な企業者移住予備軍ととられ、これを積極的に発掘すれば将来性はあるという考え方もあるが、これは日本経済の空洞化を



招くことになり、わが国の中小企業対策の観点からむしろ後向きであること（中小企業事業団の話）、またオーストラリア側においては企業者移住計画が特定の国の中小企業救済に利用されることのないよう警戒することは必至であるので、多くの問題を含んでいる。

(3) 今後のフォロー・アップ

わが国政府としては、従来より個人の自由意志に基づきオーストラリアへ移住したいとの希望を有する国民に対し、オーストラリア移住政策、移住手続、生活環境等情報の提供、相談業務などの側面的支援をおこなっており、企業者移住計画についても、この基本的考え方に変更はない、従ってわが国における企業者移住計画の推進にあたっては、基本的にはオーストラリア政府主導型で、わが国政府はこれに対し可能なかぎりの協力を提供するという方針でのぞむべきと思われる、当面以下の事項のフォロー・アップが考えられる。

- ① 国内PR用資料を作成、JICA国内支部を通じ情報の提供を行う。
- ② 通産省、中小企業庁及び民間の経済団体に対してもオーストラリアの企業者移住政策に関する情報を提供、連絡体制の確立。
- ③ オーストラリア政府による企業者移住促進キャンペーンに引続き支援・協力。
- ④ 本格調査団の派遣については、当面オーストラリア側のキャンペーン及びJICAを通じての情報提供に対する国内の企業者移住に関する反応、動向を見極め将来企業移住希望者が多数にのぼった時点で、改めて検討すべきであると思われる。この場合には、中小企業団体関係者、専門家、移住を希望する企業者を中心とした構成とし、産業別、業種別、地域別のより細分化した調査を実施することが適当であると思われる。
- ⑤ ネーミングの変更、従来使っていた「企業移住」は企業ぐるみの移住もしくは企業の海外進出と混同しやすいので「企業者移住」と変更すべきと思われる。

## 付録：関係団体連絡先リスト

### 1. 日本における豪州企業者移住照会機関

#### 1) オーストラリア大使館

東京都港区三田二丁目一番 14 号

電 話 (03) 453-0251

在大阪オーストラリア総領事館

大阪市東区安土町 2 丁目 30 番地

国際ビル 23 階

電 話 (06) 271-7071

#### 2) 在京オーストラリア州政府代表部

ニュー・サウス・ウェールズ州政府日本駐在代表

東京都千代田区丸の内 3 丁目 2 番 3 号

富士ビルディング 5 階 525・526 号室

電 話 (03) 214-2066

ヴィクトリア州政府日本駐在代表

東京都千代田区丸の内 3 丁目 2 番 2 号

東京商工会議所ビル 304

電 話 (03) 213-3061

オーストラリアクイーンズランド州政府日本駐在代表

東京都千代田区有楽町 1 丁目 7 番 1 号

有楽町電気ビル北館 1303 号室

電 話 (03) 201-7861

南オーストラリア州政府日本駐在代表

東京都千代田区丸の内 3 丁目 1 番 1 号

国際ビル 924 (エルダーズ株式会社内)

電 話 (03) 216-5237

西オーストラリア州政府日本駐在代表

東京都港区赤坂 1 丁目 9 番 13 号

三会堂ビル 7 階

電 話 (03) 585-0807/8

北オーストラリア観光局

東京都港区赤坂1丁目9番13号

三会堂ビル8階

電話 (03) 582-2253

3) 在京オーストラリア銀行支店

ウエスト・パック銀行

東京都千代田区内幸町1丁目1番1号

インベリアル・タワー8階

電話 (03) 501-4101

コモンウェルス銀行

東京都千代田区丸の内1丁目1番3号

A I Uビル4階

電話 (03) 213-7311

オーストラリア・ニュージーランド銀行

東京都中央区八重洲2丁目1番1号

ヤンマー東京ビル8階

ナショナル・オーストラリア銀行

東京都中央区日本橋室町2丁目1番1号

三井2号館

電話 (03) 241-8780

4) その他

オーストラリア政府観光局

東京都港区赤坂1丁目9番13号

三会堂ビル8階

電話 (03) 582-2191

オーストラリアにおける企業者移住照会機関

オーストラリア州政府及び特別地域政府

AUSTRALIAN STATE AND TERRITORY GOVERNMENT AUTHORITIES

Senior Development Officer (Business Migration)  
Department of Industrial Development and Decentralization  
9th Floor, 139 Macquarie Street, SYDNEY, NEW SOUTH WALES, 2000  
TEL: (02) 250 6666

Business Migration Officer  
Department of Industry, Technology and Resources  
228 Victoria Parade, EAST MELBOURNE, VICTORIA, 3000  
TEL: (03) 418 8200

Director of Marketing  
Albury-Wodonga Development Corporation  
15 McKoy Street, WODONGA, VICTORIA, 3690  
TEL: (060) 240222

General Manager-Development  
Tasmanian Development Authority  
134 Macquarie Street, HOBART, TASMANIA, 7000  
TEL: (002) 303561

Manager-Business Migration  
South Australian Department of State Development  
10th Floor, SGIC Building,  
Victoria Square, ADELAIDE, SOUTH AUSTRALIA, 5000  
TEL: (08) 227 3314

Manager-Market Development and Investment  
Department of Industrial Development  
170 St George's Terrace, PERTH, WESTERN AUSTRALIA, 6000  
TEL: (09) 327 5555

The Chairman  
Northern Territory Development Corporation  
76 The Esplanade, DARWIN, NORTHERN TERRITORY, 5790  
TEL: (089) 89 4211

Director-Trade and Investment Branch  
Premier's Department  
2nd Floor Executive Building, 100 George Street  
BRISBANE, QUEENSLAND, 4000  
TEL: (07) 224 7418

Executive Director  
Canberra Development Board  
Canberra Savings Centre, Ainslie Avenue  
CANBERRA CITY, AUSTRALIAN CAPITAL TERRITORY, 2601  
TEL: (062) 47 8411

国際協力事業団  
オーストラリア事務所

LEVEL 20, LEGAL & GENERAL HOUSE  
8-18 BENT ST. SYDNEY 2000  
G.P.O. BOX 3892, SYDNEY 2001  
TEL: SYDNEY 233-7652







JICA